明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府四）　二
〔省　令〕
○統計法施行規則の一部を改正する省令（総務九）　一〇
○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（同一〇）　四
○健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一七）　四
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委五）　五
○予算科目に係る補助金等のうち補助事業者等が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する件（総務五三）　五
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務を消防庁長官に委任した件の一部を改正する件（同五四）　五
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務四〇）　五
○健康増進法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定するたばこ（厚生労働三九）　五
○健康保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可した件（同四〇）　五
○船員保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会が定める期間の変更について認可した件（同四一）　六
○日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額の一部を改正する件（同四二）　六
○船舶気象通報規程等の一部を改正する告示（海上保安庁一二）　六
〔官庁報告〕
官庁事項
平成三十一年度地方団体の歳入歳出総額の見込額（内閣）　六三
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　九五
裁判所
破産、免責、再生関係　九六
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金変更関係　一三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　一三
会社その他
会社決算公告　一三五